

いわき市長の交際費に係る情報の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長の交際費に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する情報)

第2条 市長の交際費に係る情報の公表は、次に掲げる項目について行うものとする。

支出月日

支出区分

支出内容

支出金額

2 前項の規定にかかわらず、いわき市情報公開条例（平成10年いわき市条例第1号）第7条各号に掲げる情報については、公表しない。

(公表の時期)

第3条 市長の交際費に係る情報の公表は、当該交際費を支出した日の属する月の翌月15日までに行うものとする。ただし、その日が休日（いわき市の休日定める条例（平成元年いわき市条例第71号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日をもってその期限とする。

(公表の方法)

第4条 市長の交際費の情報の公表は、市長交際費執行状況（別記様式）を市が開設する公式ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施し、同日以後に支出する市長の交際費について適用する。

